

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 九州運輸局長 原田 修吾 (以下「甲」という。) と、*****
***** (以下「乙」という。) とは、「鹿児島運輸支局 (本庁舎及び谷山港庁舎) における行政文書出張裁断業務委託契約 (単価契約) (以下「本業務」という。)) に関し、下記の条項により契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

記

(本契約の目的/信義誠実の原則)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき、本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

2 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

(業務内容)

第2条 本業務の業務内容は、仕様書に定める業務とする。

(履行場所)

第3条 本業務の履行場所は、仕様書で定める場所とする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、令和 年 月 日 (契約日) から、令和7年3月31日までとする。

(契約金額)

第5条 本契約は単価契約とし、その契約単価は「1kg当たり *****円 (消費税額及び地方消費税額を含む)」とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約保証金)

第6条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(一括再委託の禁止)

第8条 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第9条 乙は、業務の一部 (「主たる部分」を除く。) を第三者に委任し、又は請け負わせよう

とするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 3 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

（費用負担）

第10条 本業務の遂行に必要な費用の一切は、乙が負担するものとする。

（服務等）

第11条 乙は、本業務に従事する者（以下「従事者」という。）の風紀・衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

- 2 甲は、従事者を不相当と認めたときは、乙に対してその協議を求めることができるものとする。

（秘密の保持）

第12条 乙は、資源ごみ自体並びに甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- 2 乙は、前項にて機密保持義務を負っている甲の秘密情報を、本契約の履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
- 3 乙は、従事者その他の者に、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 4 乙が、本条の義務に違反した場合には、甲は、乙に対して契約単価に予定数量を乗じて算出した金額（以下「契約金額」という。）の100分の30に相当する金額を、違約罰として請求することができる。この場合、乙は、甲等が実際に被った損害について、第22条の損害賠償責任を免れないものとする。
- 5 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙の取扱いを遵守しなければならない。
- 6 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（事情変更）

第13条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して本業務の内容を変更し、又は本業務を一時中止し、若しくは本業務の一部を打ち切ることができる。

- 2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。
- 3 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(監督等)

第 14 条 甲は、本契約の履行に関し、監督職員に乙の本契約業務の遂行を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(検査)

第 15 条 乙は、本業務終了後速やかに、甲の指定する検査職員に乙の様式による「計量証明書」により報告し、検査を受けなければならない。

2 甲は、乙から前項の規定による報告を受けたときには、報告を受けた日から起算して 10 日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、第 1 項の検査に合格したときをもって、本業務を完了したものとする。

4 甲は、第 1 項の検査の結果、不備を発見したときは、乙に対し通知し、乙は不備事項について、速やかに甲の承認した方法により再作業を行い、再度検査を受けなければならない。

5 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(契約金額の請求及び支払)

第 16 条 乙は、第 15 条による検査に合格したのち、適法な支払請求書により、契約単価（消費税額及び地方消費税額を含む）に実績数量を乗じて算出した金額（1 円未満の端数金額は切り捨てるものとする。）の支払いを請求するものとする。なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に代金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、事故の責に帰すべき事由により、約定期間内に請求金額を支払わなかった場合は、約定期間満了日の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、請求金額に対して年 2.5%の割合で計算した遅延利息を、速やかに乙に支払うものとする。ただし、その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる、又は、その金額が 100 円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

第 17 条 乙の責めに帰する事由により、履行期限までに業務を完了することが出来ない場合において履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、違約金を付して履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金は、期限の翌日から起算して、契約内容の実行当日までの遅延した契約内容に相当する金額に対して、年 3.0%の割合で計算した額とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 18 条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の

2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63

条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)

- (2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第20条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(発注者の解除権)

第20条 甲は、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として甲、乙の指定する期間内に支払わなければならない。

(解除)

第21条 甲は、乙が正当な理由なく本契約の条項に違反し、改善勧告にもかかわらず、改善が見られないときは、書面により通告し、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合、乙は、解除部分に対応する契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。

(損害賠償)

第22条 乙は、第13条第1項の事情変更による契約変更の場合には、甲に対して損害賠償の請求をできないものとする。ただし、この場合、乙は、甲に対して既に経過した期間におけ

る業務の終了部分に相当する契約金額、及び業務を実施するために必要とした実費額を請求できるものとし、この場合は第 15 条及び第 16 条までの規定を準用するものとする。

2 前条第 1 項の規定による解除の場合は、甲は、乙に損害賠償を請求できるものとする。

3 乙は、本契約の履行するに当たり、自らの故意又は過失により、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。

4 乙は、本契約の履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が 甲の責に帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

5 甲は、自らの故意又は過失により、乙に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとする。

6 第 2 項及び第 3 項に規定する損害賠償の額は、両者協議の上、定めるものとする。乙は、債務不履行その他請求原因のいかんに関わらず、甲に損害を与えた場合は、甲に対し、一切の損害を賠償するものとする。

(紛争の解決)

第 23 条 本契約について、訴訟の必要が生じた場合は、福岡地方裁判所を専属的な管轄裁判所とする訴訟手続きによって解決するものとする。

(補則)

第 24 条 本契約に関し疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定める。

以上、本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日 (契約日)

甲 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号
支出負担行為担当官
九州運輸局長

原田 修吾

乙 * * * * *
* * * * *
* * * * *

* * * *

別 紙

個人情報に関する取扱い（第12条第5項）

（定義）

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

（秘密保持）

第2条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、いかなる方法によっても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の承諾を得て個人情報を第三者に開示又は提供等する場合には、第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。

なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」という。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（個人情報の使用）

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

（複製等）

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約上の個人情報として取扱うものとする。

（管理）

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

- (1) 個人情報の取扱責任者
- (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
- (3) 個人情報の授受、移送方法
- (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」という。）の方法
- (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
- (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容

(7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

- 3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」という。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取得)

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。

なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。

おって、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には、可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

(問合せ等)

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(個人情報の返還)

第8条 乙は、甲の要求があった場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄又は消去しなければならない。

なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第9条 乙は、個人情報に関する事故等が発生した場合又はその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。

なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。

なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

- 3 前2項における連絡及び対応策の実施は、乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(監査)

第10条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲が求めた場合はその都度、第5条に基づき実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙上の義務の遵守状況を確認できるものとする。

なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

- 3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、又は第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合若しくは指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。